

<適切な意思決定支援に関する指針>

1 基本方針

老寿やすらぎ病院では、人生の最終段階を迎える患者・家族等について、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、多職種で構成される医療ケアチームで、患者・家族等に対し適切な説明と話し合いを行い、患者本人の意思決定を基本とし、医療・ケアを進めるものとする。

2 人生の最終段階における医療・ケアの方針の意思決定支援

(1) 患者本人の意思が確認できる場合

- ① 患者の状態に応じた専門的な医学的検討を得て、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明を行う。そのうえで、患者または家族と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえた患者による意思決定を基本とし、多職種から構成される医療・ケアチームとして方針の決定を行う。
- ② 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更時に応じて患者の意思がなしうるものであることから、医療・ケアチームにより、適切な情報の提供と説明がなされ、患者が自らの意思をその都度示し、伝えることができるような支援を行う。
患者が自らの意思を伝えられない状態になる可能性もあるため、家族等も含めた話し合いを繰り返し行う。
- ③ 支援・決定内容を分かりやすく記録する。

(2) 患者本人の意思が確認できない場合

- ① 患者等が患者本人の意思推定できる場合には、その推定意思を尊重し、患者にとっての最善である医療・ケアの方針を医療・ケアチームと共とともに検討し、決定する。
- ② 家族等が患者本人の意思を推定できない場合には、患者にとって何が最善であるかについて、家族等と医療・ケアチームにより十分に話し合い、決定する。
- ③ 家族等がない場合、または家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合は、患者にとって最善と思われる医療・ケアの方針を医療・ケアチームが慎重に検討し、決定する。

- ④ 支援・決定内容を分かりやすく記録する。

3 認知症等で自らが意思決定をすることが困難な患者の意思決定支援

厚生労働省「認知症および認知機能低下が疑われ意思決定能力が困難な人への支援に関するガイドライン」を参考に、出来る限り患者の意思を尊重した意思決定支援を、家族や関係者、医療・ケアチーム等で行う。

- ・対象：認知症および認知機能の低下が疑われ意思決定能力が不十分な患者等
- ・日常生活や社会生活における場面において、患者が自らの意思決定に基づいた生活を送れることを目指し支援する。
- ・意思決定支援に当たり患者の意思を尊重しながら、家族、医療関係者、介護関係者、青年後見人、行政サービス等の関係者とともに、早期から継続した支援を行う。

4 身寄りが無い患者の意思決定支援

厚生労働省「身寄りが無い人の入院及び医療に係る、意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を参考に、介護・福祉等行政サービスと連携しながら、意思決定支援を行う。

- ・対象：医療に係る意思決定が困難な患者
- ・医療における意思決定の場面において、患者の判断能力が不十分な場合であっても適切な医療を受けることが出来るよう意思決定支援を行う。
- ・家族等が患者意思を推定できる場合はその推定意思を尊重する。家族等が推定できない場合は、患者にとって何が最善であるかを十分に話し合い、支援を行う。
- ・青年後見人制度、各自治体の福祉・支援センター等と連携しながら支援を行う。

<参考>

厚生労働省ガイドライン

「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」

「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援のガイドライン」

大阪府看護協会

「ACP 支援マニュアル」

2021年4月制定

2023年4月改訂